

令和5年度

温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和6年5月20日

独立行政法人海技教育機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和5年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめたので公表する。

1. 令和5年度の経緯

環境配慮契約法及び「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日変更閣議決定。）に基づき、環境配慮契約の推進を図ることとした。

2. 令和5年度における環境配慮契約の締結状況

電気の供給（高圧・特別高圧）を受ける契約について、①裾切り方式（環境配慮契約）実施は3件、②裾切り方式実施の結果、不調・不落により他方式での契約は3件、③少額以外の随意契約は1件の計7件を行った。

電気の供給（低圧等）を受ける契約について、①裾切り方式実施の結果、不調・不落により他方式での契約は1件、②少額随意契約は11件の計12件を行った。

建築物の維持管理に関する契約について、8件の契約を行ったが、いずれも学校の保守点検等を目的としており、温室効果ガス等の排出の削減についての工夫の余地が無い業務等のため、環境配慮契約は行えなかった。